

令和8年5月28日

保護者 様

浅口市立金光幼稚園長	小野 力矢
浅口市立金光竹小学校長	在間 恭子
浅口市立金光小学校長	小野 力矢
浅口市立金光吉備小学校長	山下 哲也
浅口市立金光中学校長	岸越 秀行

防災気象情報の見直しに伴う名称の変更等について（お知らせ）

初夏の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素から本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、気象庁および国土交通省による防災気象情報の見直しに伴い、令和8年5月28日から新しい防災気象情報の運用が開始されます。これを受け、次のとおり名称の変更等を行いますので、ご確認をお願いいたします。

記

1.臨時休業の対象となる警報の変更点

これまでの基準を一部見直し、以下の通り名称の変更及び項目の追加を行います。

○警報の種類

・ア～カの警報を対象とする。

ア 河川氾濫	エ 暴風	（「波浪」「高潮」を除く）
イ 大雨	オ 暴風雪	
ウ 土砂災害	カ 大雪	

【変更点と留意事項】

※「洪水」の項目は廃止とし、「**河川氾濫**」に変更する。

※「**土砂災害**」の項目を追加する。

※これまで通り、上記 **ア～カの「警報」が発令された場合は臨時休業とする。**

ただし、「ア 河川氾濫」「イ 大雨」「ウ 土砂災害」については、
「レベル3大雨警報」のように各情報名称が変更されることに留意する。

【例】（旧）大雨警報→（新）レベル3大雨警報

※**警報は警戒度に応じて「レベル3警報」「レベル4危険警報」「レベル5特別警報」の3段階で発令されますが、いずれの警報が発令された場合も臨時休業となります。**

2.発令地域・判断時刻について

発令地域および臨時休業を判断する時刻については、これまで通り変更はありません。